

資料 2

諸外国における収容・送還に関する法制度

令和2年1月16日
第5回「収容・送還に関する専門部会」
出入国在留管理庁

諸外国における送還・収容に関する法制度

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
送還関係							
退去強制処分を決定する機関	・移民審判官(司法省の下部組織である移民審査事務局所属の審判官)	・内務大臣	・県知事(パリにおいては警視総監)(内務大臣が行う場合あり)	・各州の内務省外国人局(例外的に連邦難民庁が行う場合あり)	・内務省等の担当官	・地方出入国・外国人官署の長	・地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官)
退去強制の方法 (対象者自ら退去させるものか、対象者を実力で送還するものか等)	・対象者に退去を命じ、退去の義務を課すもの ・退去命令が確定すれば、退去期限(原則退去命令確定後90日)内であっても、移民審査官宛に退去強制令書を発行し、退去の執行権限を付与	・対象者を実力で送還するもの	・領土退去義務: 対象者に退去の義務を課すもの ・国外追放: 対象者を実力で送還するもの(なお、刑罰として領土滞在禁止刑あり。)	・調査中	・対象者を実力で送還するもの	・調査中	・対象者を実力で送還するもの
退去しない者等に対する罰則 ※()内は法定刑	・退去期限内に故意に退去しなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は(及び)罰金) ・出国に必要な渡航文書等の申請を故意に行わなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は(及び)罰金) 等	・内務大臣から送還のために渡航文書を取得するための行動を取るよう要請され、合理的な理由なく従わない者(2年以下の拘禁刑又は(及び)罰金) ・退去強制実施中の航空機等から不法に上陸した者(6ヶ月以下の拘禁刑又は(及び)罰金) 等	・領土退去義務又は国外追放の執行を免れ、又は免れようとした者(3年以下の拘禁刑) ・領土退去義務又は国外追放を執行するための渡航証を提出しなかった者(3年以下の拘禁刑) ・渡航証がない場合に、領土退去義務又は国外追放の執行のために必要な情報を提供しなかった者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・不見当	・不見当	・なし
送還を促進するための措置等(運用を含む)	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・一定の要件を満たす領土退去義務の対象者に、渡航費用の負担等の支援制度あり	・調査中	・不見当	・送還忌避者は国費で送還されるところ、国費による退去者は、自費による退去者より上陸拒否期間が長くなる場合あり	・自ら官署に出頭したこと等一定の要件を満たす退去者について、上陸拒否期間を短縮(出国命令)
収容関係(退去が確定した者について)							
収容に当たっての司法審査の要否(収容を決定する機関)	・不要(司法長官)	・不要(内務大臣)	・初回決定: 不要(県知事(パリにおいては警視総監)) ・延長決定: 必要(裁判官)	・必要(裁判官)	・不要(内務省等の担当官)	・不要(地方出入国・外国人官署の長)	・不要(地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官))
収容の要件等	・退去命令が確定した場合	・送還実施のために必要がある場合	・国外追放決定を受けた者、1年以内に領土退去義務の対象となって退去期限が経過した者が、効果的かつ適切な出頭保証を示さない場合等	・①逃亡のおそれ、②許可なき入国を理由として強制可能な出国義務を負う場合、③退去強制命令が発せられたものの、すぐに執行ができない場合のいずれかに該当する場合 ※旅券入手義務を果たさない場合等は、①の具体的根拠となり得る	・有効なビザを有しない場合	・旅券未所持等の理由で直ちに送還することができない場合	・退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合
収容期間	・原則: 退去命令確定後90日 ・例外: 一定の有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続の対象となっている者等は収容期間の延長が可能	・法律上制限なし	・原則: 最長合計90日間 ・例外: テロ行為を行った者等については最長合計210日間	・原則: 6ヶ月 ・例外: 外国人の責めに帰すべき事由により退去強制が執行されない場合等は、さらに最長12ヶ月延長可能	・法律上制限なし	・法律上制限なし(期間が3月を超える場合は3月ごとに法務部長官の承認が必要)	・送還可能のときまで
収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度の有無等	・退去命令が確定した後、90日を超えた場合には、定期的に出頭すること等司法長官が指定した条件の下収容を解く制度あり(例外あり)	・内務大臣又は第一次審判所は、職権又は申請により、被収容者に対し、住居制限・電子監視等の条件を付した上で、収容を一時的に解く制度あり	・県知事(パリにおいては警視総監)(内務大臣が行う場合あり)が、特定の住居に居住させ、警察等に定期的に出頭させるなどの制度あり	・調査中	・大臣が公共の利益にかなうと認める場合、条件を付して、特定の場所に居住させる制度あり	・地方出入国・外国人官署の長が、情状等を考慮し、2000万ウォン以下の保証金を納付させ、住居の制限等必要な条件を付した上、収容を一時的に解除する制度あり ・送還することができないことが明らかになったときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)	・入国者収容所長又は主任審査官が、請求又は職権により、情状等を考慮し、300万円以下の保証金を納付させ、必要な条件を付した上、仮放免の制度あり(仮放免) ・送還することができないことが明らかになったときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)
収容を一時的に解く際の条件に違反して逃亡した場合の罰則等	・司法長官が指定した条件に従わなかつた者等(1年以下の懲役又は(及び)100ドル以下の罰金)	・一時に収容を解く措置の条件に従わなかつた者(6ヶ月以下の拘禁刑又は(及び)罰金)	・指定された住居に戻らず、又は許可なく住居から立ち去った者(3年以下の拘禁刑)等	・調査中	・居住場所から逃亡した者(5年の拘禁刑)	・不見当	・特別放免された者で、条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなく出しに応じない者(1年以下の懲役又は(及び)20万円以下の罰金)

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。

※赤字は第4回会合提出資料からの追記箇所である。

諸外国における送還・収容に関する法制度

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本	
送還停止効関係								
難民認定手続中の送還を停止する規定(送還停止効)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・不見当 ただし、一次審で庇護申請を拒否する判断がされた場合であって、当該申請者が有効な法的地位を有していない者(非正規滞在者)である場合は、退去の是非をも審査する不服申立機関に庇護申請が回付されることで退去手続が開始されるため、庇護申請に係る審査が終了するまでは送還されることはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・庇護申請又は不服申立中は、送還されず又は出国を要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・庇護申請又は不服申立中は、フランスに滞在する権利を享受する 	<ul style="list-style-type: none"> ・庇護等を認められることなく、庇護手続が争い得ない決定として終決した場合のみ国外退去されうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険ビザの付与が拒否されていない又は申請が最終的に決定されていない場合(不服申立中を含む)は、送還してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・難民認定申請中又は不服申立中は、送還してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・難民の認定を申請した在留資格未取得外国人で、仮滞在の許可を受けているものの又は仮滞在期間が経過することになったものについて、退去強制手続を行う場合には、難民認定手続が終了するまでの間は、送還を停止する 	
再度の難民認定申請(再申請)の可否及び申請要件	<ul style="list-style-type: none"> 有効な法的地位を有している者(正規滞在者)からの再申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 ○新たに提出された資料と以前に提出された資料を踏まえると庇護認定すべき場合には、「新たな資料提出」と認められ、庇護認定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 ○上記で庇護認定されない場合、新たに提出された資料が著しく内容の異なるものであって、まだ審査されたことがなく、以前に審査した資料と併せ考慮すると、庇護が認められる現実的な見込みがある場合には、「新規申立て」と認められ、不服申立ての権利が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 ○行政行為の基礎となった事実状況又は法的状況に、当該人に有利になる変化が生じた場合 ○当該人により有利な決定をもたらすような新たな証拠がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不可 ○再申請を認めることは公共の利益であると大臣が判断した場合のみ、大臣の裁量により再申請が認められる (※なお、送還を実施する前に、送還によりノンルフルーマン原則に違反するおそれがないかの確認が実施される。これは、対象者からの保護請求を評価するものではなく、個人の状況や本国情勢の変化等により上記のおそれが生じていないかを確認するものである) 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 ○出入国港以外での申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 ○出入国港での申請
再申請が申請要件を満たさず却下された場合の不服申立ての可否		<ul style="list-style-type: none"> ・調査中 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可(訴訟は可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 	<ul style="list-style-type: none"> ・可 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可(訴訟も不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可(訴訟は可) 	
例外的に送還停止効が認められない場合			<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに根拠がない申請※と認定された場合(国内での不服申立て不可、国外からののみ可のため、不服申立てを行つ場合でも送還される) <p>※明らかに根拠がない申請とされる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々に認定する場合 ・指定された出身国(安全な出身国)に該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・国外退去を妨げる目的で、再申請(2回目申請)をした場合 ・再申請が却下となつた場合 ・再申請(2回目申請)が終局的に不認定となつた後に、新たな再申請(3回目申請)をした場合 ・公の秩序、公共の安全又は国の安全に対する重大な脅威となる場合に該当するとして不認定となつた場合 ・国外追放等の対象となつた後に庇護申請を提出又は審査され、却下又は不認定となつた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中 	<ul style="list-style-type: none"> ・不見当 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・例外規定なし

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。

※赤字は第4回会合提出資料からの追記箇所である。